

○国土交通省告示第千三百八十三号（最終改正・・・令和六年国土交通省告示第三百十一号）

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣 羽田雄一郎

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第十項（同条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）若しくは第四十一条の十九の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする者が新築し、若しくは取得した家屋又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第六条の二第五項の規定の適用を受けようとする者が新築した家屋若しくは取得した建築後使用されたことのない家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋である旨を、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第

三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別表の書式により証する書類とする。

附 則（令和三年国土交通省告示第三百十一号）

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が証する場合であつて、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者が調査を行うときは、この限りでない。

別表

認定低炭素住宅建築証明書

証明申請者	住 所 氏 名	
家屋番号及び所在地		
建築工事終了日	年 月 日	
家屋調査日	年 月 日	
低炭素建築物新築等 計画の認定主体		
低炭素建築物新築等 計画の認定番号	第 号	
低炭素建築物新築等 計画の認定年月日	年 月 日	

工事が完了した建築物に係る上記の家屋について上記の認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることを証明します。

年 月 日

証明を行った建 築士、指定確認 検査機関又は登 録住宅性能評価 機関	氏名又は名称	(印)	
	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登 錄 番 号	
	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築 士の場合)		
	指定確認検査機 関又は登録住宅 性能評価機関の 場合	住 所	
建築士が証明を 行った場合の当 該建築士の属す る建築士事務所	指定・登録年月日及び指 定・登録番号	指定をした者(指定確認檢 査機関の場合)	
建築士が証明を 行った場合の当 該建築士の属す る建築士事務所	名 称		
	所 在 地		
建築士が証明を 行った場合の当 該建築士の属す る建築士事務所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造 建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		

指定確認検査機 関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名		
	建築士 の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基 準適合 判定資 格者 の 場 合	一級建築基準 適合判定資格 者又は二級建 築基準適合判 定資格者の別	登録番号 登録を受けた地方整備局等名
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名		
	建築士 の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基 準適合 判定資 格者 の 場 合	一級建築基準 適合判定資格 者又は二級建 築基準適合判 定資格者の別	登録番号 登録を受けた地方整備局等名

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「建築工事終了日」の欄には、当該家屋の建築工事が終了した年月日を記載すること。
- 4 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の調査が終了した年月日を記載すること。
- 5 「低炭素建築物新築等計画の認定番号」の欄には、当該家屋に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第6（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の変更の認定があった場合には、別記様式8。6において同じ。）に記載された認定番号を記載すること。
- 6 「低炭素建築物新築等計画の認定年月日」の欄には、当該家屋に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第6に記載された認定年月日を記載すること。
- 7 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を記載するものとする。
 - (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (5) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「住所」、「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定に

より登録を受けた住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、年月日及び登録番号を記載するものとする。

- 8 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 9 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - (5) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 10 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行

った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
- (5) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。